

幼児期のいじめに関する一考察 ～『幼稚園教育要領』領域「人間関係」の役割に着目して～

橋本 信子 (安田女子短期大学)

本研究の目的は、幼児期から「いじめ」防止対策をどのように進めていけばよいかの示唆を得ることにある。領域「人間関係」では自己発揮のぶつかり合いからトラブルや葛藤が生じるのは日常のことと受け止め、「友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う」姿、「自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く」姿、「良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する」姿、「友達との関わりを深め、思いやりをもつ」姿を子どもに求めている。幼児期の子どもの育ちが「いじめ」防止に繋がる保育を領域「人間関係」を通して創出していかなければならない。

キーワード：いじめ、幼児期、領域「人間関係」、『幼稚園教育要領』

I 研究の背景と目的

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、2016年以降、「いじめ」の認知件数^{注1)}の最多学年は小学校2年生で、「小3」「小1」がそれに続いており、「いじめ」の低年齢化が指摘されている。「いじめ」の低年齢化が幼児期に及んでいるか否かについては定かではない。なぜならば、1985年度から実施された「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」の際から幼児は対象外となっており、幼児期における「いじめ」の実態が明らかにされることはないからである。しかし、実際には幼稚園・保育所等で「いじめ」の態様に類する場面に遭遇することがあり、幼児期からの「いじめ」防止対策は、幼稚園・保育所等と小学校の連携という点においても重要な課題と考える。

そこで、幼児期からの「いじめ」防止対策をどのように進めていけばよいかの示唆を得ることを本研究の目的とし、小学校低学年の「いじめ」防止策として、幼児期にどのような対策を取っているのかを領域「人間関係」に焦点を当てて明らかにしていくこととする。そのため、まず「いじめ」の定義の変遷と「いじめ」の現状を把握し、低年齢化の背景を明らかにしていく。その上で、保育施設における幼児期の「いじめ」に対する興味関心の度合いを明らかにすると共に、文部科学省『幼稚園教育要領』領域「人間関係」の改訂の経過を辿りながら、「いじめ」の低年齢化に歯止めをかける援助や対策を明らかにしていく。なお、本研究では学校体系に組み込まれている幼稚園を取り上げ、『幼稚園教育要領』及び『幼稚園教育要領解説』を分析対象とする。

II 「いじめ」の定義の変遷と「いじめ」の認知件数の推移

1. 「いじめ」の定義の変遷と小学校の「いじめ」の動向

幼稚園における領域「人間関係」が、「いじめ」に対してどのような援助の方向性をもっているかを論じるにあたって、まず「いじめ」の定義の変遷をまとめる。「いじめ」の定義は、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」^{注2)}並びに「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」^{注3)}に明示されており、2019年度までに4度の見直しが行われている。これらの定義の変遷と「いじめ」の認知件数の推移から、「いじめ」の低年齢化の背景を明らかにしていく。1985年度から2019年度までの調査結果をもとに「いじめ」の認知(発生)件数の推移と定義の変遷を図1に示した。

(1) 第1期：1986(昭和61)年度調査から1993(平成5)年度までの定義と低年齢化の動向

1986年の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」において^{注4)}文部科学省が初めて示した「いじめ」の定義は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童)生徒、いじめの内容等を確認している

もの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものであった。「いじめ」の定義を明示せず、初めて実施された 1985 年度調査と 1986 年度調査で、小学校のいじめ認知件数は中学校・高等学校を上回っていたが、1987 年後調査からは中学校の件数が小学校・高等学校を上回るようになった（図 1 参照のこと）。

(2) 第 2 期：1994（平成 6）年度から 2005（平成 17）年度調査までの定義と低年齢化の動向

1994 年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で、いじめの定義は「①自分より弱者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。」に修正された。“学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの”が削除され、“個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと”という箇所が新たに加わった。つまり、学校がいじめの事実を確認していなくても、児童生徒の判断がそのままいじめの発生件数に反映されるようになったのである。

1994 年度調査の結果、いじめの発生件数は小学校で前年度の 6,390 件から約 4 倍の 25,295 件に、中学校で前年度の 12,817 件から約 2 倍の 26,828 件に、高等学校で前年度の 2,391 件から 4,253 件になった（図 1 参照のこと）。学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認していなかった「いじめ」、「いじめを受けている」という主張が聞き逃されていた「いじめ」、「いじめを受けている」という児童生徒の声が発せられていなかった「いじめ」など、表面化していなかった「いじめ」が多かったことを読み取ることができる。

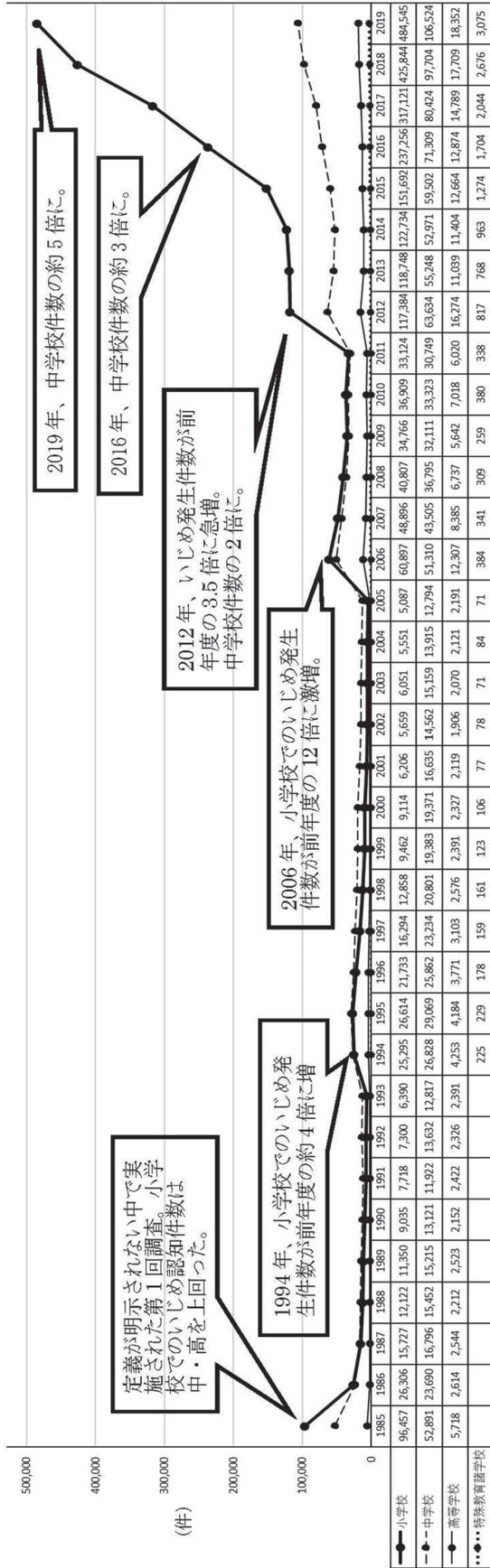
(3) 第 3 期：2006（平成 18）年度から 2011（平成 23）年度調査までの定義と低年齢化の動向

3 回目の定義見直しが行われたのは、2006 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においてである。いじめの定義は「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。『いじめ』とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」に変更された。“一方的に”、“継続的に”、“深刻な”といった文言が削除され、“いじめられた児童生徒の立場に立って”、“一定の人間関係のある者”、“攻撃”、“物理的な攻撃”にそれぞれ注釈が加えられた。“いじめられた児童生徒の立場に立って”とは、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである」と記載されており、1994 年度版の定義で加筆された部分に注釈が加えられている。“一定の人間関係のある者”とは「学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す」と説明されている。“攻撃”は、『仲間はずれ』や『集団による無視』、など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む」とされ、身体的な攻撃を受けたり、金品をたかられたり、隠されたりすることなどは「物理的な攻撃」に区分されることが明記された。

2006 年度調査の定義は、いじめを受けている側に立つ文章表現になったことや、「いじめ」に“一方的”“継続的”“深刻な苦痛”は問われなくなったことの影響から、中学校での発生件数が前年度から約 4 倍に、小学校では約 12 倍に急増した。2006 年度調査以降小学校での発生件数は他の学校種を上回り続けた（図 1 参照のこと）。

(4) 第 4 期：2012（平成 24）年度調査の定義と低年齢化の動向

2012 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義は「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。『いじめ』とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この『いじめ』の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。」に変更された。警察介入が明記された背景には、2012 年 11 月 2 日付の初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り



適用年度	1986～1993 年度	1994～2005 年度	2006～2011 年度	2012	2013～2019 年度
誰が誰から	自分より弱い者に対して一方的に	当該児童生徒が一定の人間関係のある者から	当該児童生徒が一定の人間関係のある者から	当該児童生徒が一定の人間関係のある者から	当該児童生徒が在籍している等の当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う
状況	身体的・心理的な攻撃を継続的に加え	身体的・心理的な攻撃を継続的に加え	心理的、物理的な攻撃を受けたことにより	心理的、物理的な攻撃を受けたことにより	心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で行われるものを含む。で当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
判断基準	相手が深刻な苦痛を感じているもの	相手が深刻な苦痛を感じているもの	精神的な苦痛を感じているもの	精神的な苦痛を感じているもの	当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
事実確認場所	学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの	学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの	削除	削除	削除
擁護対象	個々の行為がいじめに当たると判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。	個々の行為がいじめに当たると判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。	個々の行為がいじめに当たると判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。	個々の行為がいじめに当たると判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。	この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じようとする、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
警察の介入					これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
警察介入の追記					これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

図1 いじめの発生件数の推移と「いじめ」定義の変遷 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」の定義と調査結果をもとに筆者作成)

扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」の存在を指摘できる。この通知においても、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であることや、いじめを受けている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることが示され、「いじめ」には犯罪行為が含まれる場合があり、警察を含めて社会全体で取り組むべき場合があると明記されている。小学校でのいじめの認知件数は前年の約 3.5 倍、中学校で約 2 倍に増加した（図 1 参照のこと）。

(5) 第 5 期：2013（平成 25）年度から令和元年度調査までの定義低年齢化の動向

2013 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義は以下のとおりである。「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。『いじめ』とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。『いじめ』の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である」。下線部分（筆者加筆）が変更された箇所、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 1 章総則 第 2 条に則した内容になっている。2013 年度以降、どの学校種においても認知件数の継続的な増加がみられるが、特に小学校において、2016 年には中学校の件数の約 3 倍に、2019 年度では約 5 倍に急増している。

2. 「いじめ」の低年齢化

1986 年度と 2019 年度の「いじめ認知（発生）件数」の増加は小学校で 18.4 倍、中学校で 4.5 倍、高等学校で 7.0 倍になっており、とりわけ小学校で増加していることが分かる。小学校での認知件数は 2012 年度調査以降急増し、2010 年度から 10 年間で認知件数の多い学年も低年齢化している（表 1 参照のこと）。

「いじめ」の認知件数が 1 番多い学年は、2010 年度から 2015 年度までは「中 1」だったが、2016 年度からは「小 2」になり 2019 年度まで続いている。また、2017 年度から 2019 年度は、上位 5 学年全てが小学校で、「いじめ」の低年齢化を裏付ける結果となっている。また、「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）によれば、小学校の「いじめ」態様別構成比は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が 61.0%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩たたかれたり、蹴られたりする」が 23.6%、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が 13.9%と報告されている。

表 1 「いじめ」認知件数上位学年

年度	1位	2位	3位	4位	5位
2010（平22）	中1	中2	小5	小6	小4
2011（平23）	中1	中2	小5	小6	小4
2012（平24）	中1	小4	中2	小5	小3
2013（平25）	中1	小3	小4	小5	中2
2014（平26）	中1	小4	小2	小3	小5
2015（平27）	中1	小2	小3	小1	小4
2016（平28）	小2	小3	小1	小4	中1
2017（平29）	小2	小3	小1	小4	小5
2018（平30）	小2	小3	小1	小4	小5
2019（令和元）	小2	小3	小1	小4	小5

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」で示された認知件数をもとに筆者作成

Ⅲ 幼児期の「いじめ」に関する文献分析

1. 幼児期の「いじめ」に関する文献調査の目的及び方法

小学校低学年における「いじめ」の増加に対して、保育現場ではどの程度の興味・関心や問題意識をもっていいのか、現状を把握するために文献件数を確認することにした。

文献調査は、国立国会図書館検索・申込オンラインサービス（略称：国立国会図書館オンライン）を利用し、

タイトル中に「いじめ」を含む雑誌記事を検索した。検索条件に雑誌記事を設定した理由は、事件・出来事に即応する特徴を持っており、社会状況を反映する情報媒体であると考えたからである。調査日は2021年5月。

2. 結果

「国立国会図書館オンライン」で「いじめ」に関する雑誌記事2,070件を検索した。その内、学校段階別の雑誌記事は478件で、学校段階別の分類結果は図7のとおりである。

学校段階別の雑誌記事478件の刊行期間は表1に示した。幼稚園・保育所・認定こども園における「いじめ」に関する雑誌記事件数は7件であった。発行年順に列挙すると、①「保育所『きめつけ』を許さずなくしていける仲間づくりをめざして(特集 いじめと同和教育)」(阪本 明子:掲載誌 部落解放/解放出版社 編(通号 410)1996.09 pp.20-27:解放出版社), ②「保育内容の研究(10):いじめの走りとも考えられる, 幼児の言動について」

(村田 陽子・佐藤 登:日本保育学会大会研究論文集(51):1998-04-27 pp.538-539:日本保育学会大会準備委員会), ③「いじめれることについての実践的考察」(中村 久美子・鶴巻 直子・太田 俊己・加藤 惟一:日本保育学会大会研究論文集(54):2001-04-16 pp.284-285:日本保育学会大会準備委員会), ④「子ども いじめは幼稚園年長さんから始まるー女兒に多い突然の無視と仲間はずれ」(麻生 奈央子:Aera=アエラ 21(12)(通号 1097)2008.3.17 pp.65-67:朝日新聞出版), ⑤「あこがれ・思いやりをはぐくむ異年齢学級保育実践(日本になじむ,いじめ予防プログラムとは『感情』へのアプローチ)」(谷口 えみ子・池之内 智子・水野 千貝沙・戸田 有一:教育心理学年報 48:2009-03-30 p.41:日本教育心理学会), ⑥「保育所・小中学校におけるASD傾向及びADHD傾向といじめ被害及び加害との関連」(田中 善大・伊藤 大幸・村山 恭朗 他:発達心理学研究/日本発達心理学会発達心理学研究編集委員会 編 26(4):2015.12 pp.332-343:日本発達心理学会), ⑦「『子育て, 育て直し』の視点から(第12回)幼稚園でのいじめ・いじめられ事例に取り組む担任への援助事例(角田 春高:掲載誌 げ・ん・き(161):2017.5 pp.99-105:エイデル研究所), 以上の7件。

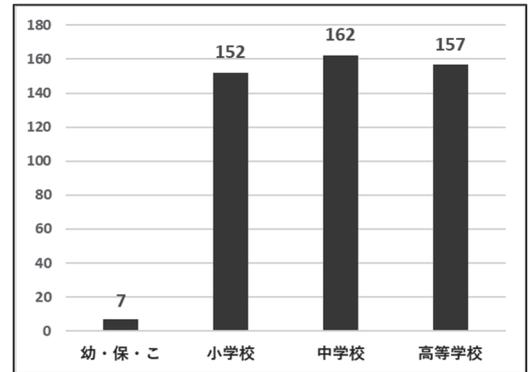


図2 学校段階別雑誌記事数

表2 学校段階別 雑誌記事件数の推移

期間	幼・保・こ	小学校	中学校	高等学校
1980～1984	0	6	6	1
1985～1989	0	9	16	3
1990～1994	0	0	2	0
1995～1999	2	10	21	14
2000～2004	1	14	22	16
2005～2009	2	20	22	28
2010～2014	0	20	37	46
2015～2019	2	58	30	43
2020～2021.5	0	15	6	6
合計	7	152	162	157

3. 考察

幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園における「いじめ」の雑誌記事7件は、幼児期の「いじめ」に対する関心の低さを示す結果と考える。

1985年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から2019年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」まで、幼稚園はもとより同様の機能をもつ保育所や幼保連携認定こども園等は対象から除外されている。そもそも、幼児期の“文字”に対して文部科学省が求めている姿は、「日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ」¹⁾姿であって、「文字を正確に読めたり、書けたりすることを目指すものではない」²⁾。これらの規程がある以上、幼児に対してある程度の識字能力を必要とする「いじめ」の書面調査が行われることはないし、調査を経た実態把握は困難なのである。いじめ防止対策推進法 第2条においても、“この法律において「学校」とは、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう」と規定され、ここでも幼稚園等は対象外となっている。これまで、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校では、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」や「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から実態把握をして対策を講じてきた。いじめ防止対策推進法も編纂されたが、保育現場はそ

うした動向の外におかれた状況にある。したがって、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園では、何よりも各園・所と保育者が幼児期における「いじめ」防止への指導の重要性を認識して、対策を構築し、実行していかなくてはならないのである。

IV 『幼稚園教育要領解説』における「いじめ」の防止策

1. 『幼稚園教育要領解説』で扱われている「いじめ」の態様

保育現場における「いじめ」への低い意識は、雑誌記事の件数の少なさから推察することができた。しかし、学校教育の最初の段階として位置づけられている幼稚園において、小学校の「いじめ」問題を視野に入れた対策や「いじめ」の萌芽に対する指導・援助はどのように扱われているのであろうか。このことを明らかにするために、文部科学省『幼稚園教育要領解説』では「いじめ」の態様に対してどのような指導・援助捨が記載されているのかを分析することにした。

2. 『幼稚園教育要領解説』がけんかやいざこざに期待している子どもの成長

幼稚園での集団保育では、けんかやいざこざを「いじめ」の萌芽と捉えることは控え、むしろ社会性発達の機会と好意的に受け止めて子ども同士の共感を手掛かりに相互理解と許し合いに取り組んできた。けんかやいざこざは、自己主張のぶつかり合いから生じることが多く、『平成 30 年版幼稚園教育要領解説』にも事例として「無視されたりする」³⁾、「拒否されたり」⁴⁾、「相手を叩いた」⁵⁾のように、いじめの態様^{注 5)}を思わせる記述を確認することができる。「いじめ」の萌芽とも受け止められるが、『幼稚園教育要領解説』では、こうした自己主張のぶつかり合いによって生じた「怒り、悲しさ、寂しさなどを味わう体験を積み重ねる」⁶⁾ことで、「相手の気持ちに気付いたり自分の思いを相手に分かってもらうために伝えることの大切さ」⁷⁾を学び、「自分の感情を抑え、相手のことを思いやる気持ち」⁸⁾を育てていると解説されている。また、自己主張のぶつかり合いから生じた葛藤やつまずきは、「将来の善悪の判断につながる」⁹⁾ことや「道徳性・規範意識の芽生え」¹⁰⁾につながることも言及し、けんかやいざこざをきっかけに子どもが育つ側面を強調している。領域「人間関係」には、「いじめ」の萌芽への対処に関わる〔内容〕も示されている。「(5)友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う」、「(6)自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く」、「(9) よいことや悪いことがあることに気付く、考えながら行動する」、「(10)友達との関わりを深め、思いやりをもつ」が該当する。次の項では〔内容〕の変遷と共に保育者に求められている対応を考察していく。

3. 領域「人間関係」における「いじめ」萌芽への対応

(1) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。

平成 29 年告示の領域「人間関係」〔内容〕(5)「友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。」は、遡れば『昭和 31 年度版幼稚園教育要領』領域「社会」の「望ましい経験 5 友だちがほめられたら、みんなでよろこんであげる。」を継承した〔内容〕である。その後、『昭和 39 年版幼稚園教育要領』（文部省告示第 69 号）では友達がほめられた時に限定せず、「友だちの喜びをいっしょに喜ぶことができる。」に変更され、『平成元年告示幼稚園教育要領』では、“喜び”だけではなく“悲しみ”もあわせて共感しあう姿を期待する〔内容〕となった。領域「社会」に記載された 27 項目を 10 項目に改訂する際も削除されることなく、文言の修正を加えて今に至っている。『平成 30 年版幼稚園教育要領解説』では、「幼児は、嬉しいときや悲しいとき、その気持ちに共感してくれる相手の存在が、大きな心の支えとなり、その相手との温かな感情のやり取りを基に、自分も友達の喜びや悲しみに心が向くようになっていく」¹¹⁾と説明し、いじめ場面に遭遇した子どもが、いじめられた側の子どもにどう向き合えばよいかを示している。

(2) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。

平成 29 年告示の領域「人間関係」〔内容〕(6)「自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。」は、平成元年度改訂で初めて導入され、その後 3 度の改訂を経て『平成 29 年告示幼稚園教育要領』まで継承された〔内容〕である。『平成 30 年版幼稚園教育要領解説』では、「幼児の自己発揮と自己抑制の調和の

とれた発達の上で、自己主張のぶつかり合う場面は重要な意味をもっていることを考慮して教師が関わる必要がある¹²⁾と説明されている。幼児期においては、「幼児が友達と関わる中で、自分を主張し、自分が受け入れられたり、あるいは拒否されたりしながら、自分や相手に気付いていくという体験が大切¹³⁾」であることを前提として、保育者には「いざこざの状況や幼児の様々な体験を捉えながら、それぞれの幼児の主張や気持ちを十分に受け止め、互いの思いが伝わるようにしたり、納得して気持ちの立て直しができるようにしたりするために、援助をすることが必要になる¹⁴⁾」と対応の方向性が示されている。保育者がいざこざに対応する姿は、当事者の子どもにとっても、成り行きを注視している周囲の子どもにとっても貴重な学びの場面である^{注6)}。いざこざやけんかが、“幼児が行う心理的又は物理的な影響を与える行為”に繋がる事例と考えるならば、なおさら丁寧に対処する必要がある。

(3) よいことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動する。

平成 29 年告示の領域「人間関係」内容(9)「よいことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動する。」は、『平成 10 年告示幼稚園教育要領』(平成 10 年 12 月 14 日 文部省告示第 174 号) 領域「人間関係」内容(8)で初めて取り上げられた内容である。平成元年度版では、領域「人間関係」内容(7)「友達とのかかわりの中で言っではいけないことやしてはいけないことがあることに気付く。」としていたが、言葉ではなく行為の問題であり、善悪判断構築の問題であるという認識から改訂された。『平成 11 年版幼稚園教育要領解説』には、「幼児は大人の諾否に基づいて善悪の枠を作り、また、大人からの確認を求めたりする¹⁵⁾」ため、保育者には善悪の行為を教え込むのではなく“考えながら行動する”姿を引き出す援助を求めている。『平成 30 年版幼稚園教育要領解説』では、子どもが保育者の働き掛けを受け入れるには、信頼関係が必要だと言及している¹⁶⁾。

(4) 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

平成 29 年告示の領域「人間関係」[内容](10)「友達との関わりを深め、思いやりをもつ。」は、『平成 10 年告示幼稚園教育要領』領域「人間関係」[内容](9)で初めて取り上げられた内容である。平成 11 年版解説でなされている説明は、平成 20 年版・平成 30 年版においても大きな変更箇所はない^{注7)}。この[内容]において保育者の援助は、“子ども一人一人を大切にし、思いやりのある行動をするモデルになること”と“他者の感情や相手の視点に気付くような働きかけをすること”だと述べられている。

まとめ

いざこざから生じる葛藤の体験は幼児にとって大切な学びの機会である。小学校低学年で多発する「いじめ」問題を少しでも減少させていくためには、幼児期における「いじめ」の萌芽を、自然な成り行きに任せて看過することはもはや許されまいだろう。当然のことながら幼稚園、保育所、認定こども園等は、「いじめ」防止に何らかの方向性をもって保育にあたるべきと考える。「いじめ」防止につながる保育者の役割^{注8)}を果たすとともに、就学後の各種学校で構築された「いじめ」の予防策や解決事例に学びつつ、幼児の特性に応じた「いじめ」予防策を構築していくことが今後の課題となる。

注

注 1) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査結果で、1985 (昭和 60) 年度から 2005 (平成 17) 年度は発生件数、2006 (平成 18) 年度からは認知件数と表記されている。本論では可能な限り年度による表記に従うが、表記が異なる年度を含む場合は認知 (発生) 件数と表記する。

注 2) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は 1985 年度から 2015 年度までの名称。

注 3) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」は 2016 年度から 2019 年度までの名称。調査内容は、1 暴力行為、2 いじめ、3 出席停止、4 中学校の不登校、5 等学校の不登校、6 高等学校中途退学等、7 自殺、8 教育相談。

- 注 4) 1985 年 1 月から 3 月にかけて中学生の「いじめ」を苦にした自殺が相次ぎ、社会問題となった（1984 年度で「いじめ」を苦に自殺した児童生徒は小学生 1 名・中学生 6 名、計 7 名）。これを受けて 1985 年度、「いじめ」の実態を把握するために調査が行われたが、定義は明示されず、翌 1986（昭和 61）年度の調査で初めて明示された。
- 注 5) 令和元年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」の「3-7 いじめ態様」の区分項目は以下のとおり。①冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。②仲間はずれ、集団による無視をされる。③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。⑤金品をたかられる。⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。⑨その他
- 注 6) 『平成 30 年版幼稚園教育要領解説』P.188 では、「いざこざや言葉のやり取りが激しかったり、長い間続いたりしている場合には仲立ちをする」ことが求められている。平成 13 年度文部科学省『幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集』で求められていた“毅然とした態度”は現行『幼稚園教育要領解説』では記載されていない。
- 注 7) 『平成 20 年版幼稚園教育要領解説』の「幼児は自分と似ている人、好きな人に対して、共感し、思いやりのある行動をする傾向がある」(p.104)という記述が、「次第に気の合う友達や一緒にいたいと思う友達ができ」(p.178)に変更されている。
- 注 8) 幼児期の「いじめ」防止に向けた保育者の役割（『幼稚園教育要領解説』によれば、活動の理解者・共同作業者・共鳴する者・道徳性を培う等憧れを形成するモデル・遊びの援助者の役割が明記されている）として、特に「憧れを形成するモデル」と「精神的安定をもたらすよりどころ」を挙げることができる。

引用文献

- 1) 文部科学省『平成 29 年告示 幼稚園教育要領』領域「環境」[内容] (10)
- 2) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.212
- 3) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.174
- 4) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.169
- 5) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.60
- 6) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.12
- 7) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.47
- 8) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.47
- 9) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.16
- 10) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.60
- 11) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.173
- 12) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.174
- 13) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.169
- 14) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.174
- 15) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.82
- 16) 文部科学省『平成 30 年版 幼稚園教育要領解説』 p.177

参考文献

- 1) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」1985 年度～2015 年度
- 2) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」2016 年度～2019 年度

A Study on Bullying in Early Childhood
—Focusing on the Role of “Area Human Relationship” in the Course of Study for
Kindergarten—

Nobuko HASHIMOTO (Yasuda Women’s College)

Abstract

The purpose of this study is to obtain suggestions on how to promote measures to prevent “bullying” in early childhood. In kindergartens and other life, children experience events such as “chilling, teasing, swearing, threatening, disgusting things”, “friends are lost, ignored by groups”, “lightly bumped, beaten by pretending to play, and kicked”. These are also the matters that the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology has listed in the “bullying” aspect. In “area Human Relationship”, while accepting that “it is a daily life that troubles and conflicts arise from clashes of self-demonstrating”, we are looking for children to “sharing enjoyment and sadness through active involvement in relationships with friends”, “sharing thoughts with friends and understanding what friends are thinking”, “understanding the difference between good and bad, and applying this to actions”.

We believe that it is necessary to create a way of childcare that will lead to the prevention of "bullying" as children grow up through "area human relations".

Keywords: Bullying, Early Childhood, “area Human Relationship”, Course of study for Kindergarten